

令和5年度第1回蕨市消防委員会公開用議事録(案)

■日 時 令和5年9月29日(金) 午後3時～午後4時00分

■場 所 蕨市消防本部 2階会議室

■出席者(敬称略)

委 員：小林 利規(委員長)、山崎 徹(副委員長)、武下 涼、庄野 航二、山口 武義、
今井 輝嗣、相澤 浩美

事務局：野崎 好伴(消防長)、小林 順(次長)、鈴木 経一(総務課長)、
太田 栄(予防課長)、横山 義治(副署長)、川邊 ユカリ(総務課長補佐)、
岡庭 雅俊(総務課長補佐)、田中 宏明(予防課係長)、田中 宏典(総務課主任)、
杉山 歩(総務課副主任)

傍聴者：なし

■次 第

- 1 開会
- 2 委嘱状の交付
- 3 市長挨拶
- 4 消防委員紹介
- 5 委員長及び副委員長選出
- 6 消防長あいさつ
- 7 消防職員紹介
- 8 議題

- (1) 蕨市消防の概要について
- (2) 令和4年度消防本部所管決算(歳出)の概要について
- (3) 令和5年秋季全国火災予防運動について
- (4) 令和5年度消防委員の参加行事予定について
- (5) その他

■委員長及び副委員長選出

蕨市消防委員会条例第4条に基づき、各委員により互選。

委 員 長 小林利規 氏

副委員長 山崎 徹 氏

■議題

(1)資料に基づき、蕨市消防の概要について説明

委員：年齢と消防力の関係性について伺いたい。蕨市消防本部消防吏員85名の平均年齢はどれくらいなのか。

事務局：蕨市消防本部消防吏員85名の平均年齢は、37.5歳(R5.4.1時点)となっており、埼玉県内においては、6番目に若い年齢となっております。(令和5年消防財政の概況調べ)

委員：国家公務員の定年引上げに伴い、地方公務員の定年も令和5年4月から段階的に引き上げが実施されているところだと思うが、この定年引上げが蕨市の消防行政に与える影響や課題はあるのか伺いたい。

事務局：現在、60歳に達している職員はいないが、令和5年中に1名、令和6年中に1名、令和7年は1名と60歳を迎える職員が続いていきます。本人への意思確認は必要ですが、今までであれば今年60歳を迎える職員は、来年の3月31日をもって退職となっておりますが、定年引上げに伴いまして、61歳を迎える年度末まで勤務することになります。しかしながら、60歳を超えた職員にどのような役割を担ってもらおうのかというのは、大きな課題となっております。60歳を超えて災害現場で活動していくというのは、体力的な面からも厳しい部分がある中で、60歳を超えた全ての職員を本部で事務職に充てるということも現場活動における人員を確保しなければならないため難しい。他市の取り組みを例に挙げますと条例定数を増やして対応している自治体や60歳以上を対象にした体力錬成プログラムを作成している消防本部などがあり、蕨市消防本部においても具体的な対応策について検討を進めていきたいと考えています。

委員：職員数が、現在86名ということであるが、その人数の根拠はなにかあるのか伺いたい。

事務局：蕨市の職員数は、蕨市職員定数条例で定められております。条例上では消防本部の職員数は88名となっておりますが、現在のところ消防吏員85名、市役所からの出向職員1名を合わせまして86名という構成となっております。

委員：市民の安全安心のため、消防力の維持に努めていただきたいと思います。

(2)資料に基づき、令和4年度消防本部所管決算(歳出)の概要について説明

委員：消防団員の出動報酬について、どのような形で支払っているのか伺いたい。

事務局：消防団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合、その内容に応じた報酬を支給しています。災害活動の場合、1回につき4,000円。警戒、訓練等の場合、1回につき3,000円。会議等の場合、1回につき2,000円。これらの活

動の従事時間が4時間を超える場合は、4時間ごとに同額を加算して支給しています。また、分団が自主的に実施する活動の場合は、2,000円を支給しますが、こちらは月1回までとし、4時間以上活動しても同額を加算はありません。

委員：消防団の出動報酬は、近隣他市においても支給されているのか伺いたい。

事務局：総務省消防庁からの通知を受けまして、消防団員の処遇改善を目的に令和4年度から全国的に支給が実施されています。

(3) 資料に基づき、令和5年秋季全国火災予防運動について説明

委員：「市内大型店舗等にて火災予防のポスターを掲示し、電光掲示板や放送による火災予防広報を実施する。」とあるが、具体的に大型店舗以外では、どこに掲示しているのか伺いたい。

事務局：市内のスーパーマーケットに掲示を依頼しています。また、店舗のご都合によっては掲示できないこともあるため、実際にいくつの店舗で掲示していただけているかは、こちらでは把握しておりません。

委員：住宅防火いのちを守る10のポイントの中にある4つの習慣で、たばこに関する部分があるが、市内のたばこを販売する店舗にこちらの別紙を掲示していただくなど、店舗の規模に関わらず人々の生活に関わる場所やじっくり見てもらえる場所に掲示するなどの試みを実施していただきたい。

事務局：今回、いただきましたご助言を参考に店舗の規模に囚われることなく人目につく場所へポスター等の掲示を依頼させていただきまして、火災予防の啓発に努めてまいりたいと思います。

(4) 資料に基づき、令和5年度消防委員の参加行事予定について

特に質疑なし

(5) その他

特に質疑なし

以上